

平成25事業年度

〔 自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日 〕

第9期

事業計画

首都高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画及び収支予算書も添付する。

平成25事業年度の事業計画等については、事業全体としては総額約3,454億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約3,188億円の事業費を予定している。資金計画については、自主調達（社債、民間借入金）等により合計約2,578億円の資金を調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約2億円発生する見込みである。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

平成25事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、首都圏のネットワークを形成する首都高速中央環状品川線等を継続実施するため、約2,010億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約1,916億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約1,178億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成25事業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	首都高速中央環状品川線など計6路線 28.3km（※）の新設、都道首都高速5号線（板橋熊野町JCT間改良） 0.5km、防災・安全対策などの改築	2,010
高速道路の維持、修繕、災害復旧 その他の管理	都道首都高速1号線など計33路線 301.3km（※）の維持、修繕、災害復旧その他の管理	1,178
高速道路株式会社法第五条第2項 に規定された以外の高速道路にお ける新設、改築		—
高速道路株式会社法第五条第2項 に規定された以外の高速道路にお ける維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		3,188

注) 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※平成25事業年度期首時点

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成25事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路をご利用するお客様への適正なサービスを目的とした既存サービスエリア等の管理等を実施するため、約0.4億円の事業費を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため、約248億円の受託事業費を予定している。

その他の事業については、駐車場及び高架下施設事業等を展開するために約17億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成25事業年度の事業計画は下記のとおりである。

(単位：億円)

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	埼玉県道高速足立三郷線八潮パーキングエリア（上り線）など計2箇所のパーキングエリアの管理等	0.4
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等（※）	首都高速中央環状新宿線に関する受託事業「東京都市計画道路幹線街路環状第6号線整備事業における街路築造の委託に関する基本協定」に基づく受託工事ほか	248
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業	汐留駐車場など駐車場事業5箇所、都道首都高速2号線高架下施設事業4箇所等	17
合計B（高速道路事業以外）		265

合計（A+B）（全事業）		3,454
--------------	--	-------

注）端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ この中には、会社法第5条第5項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金を含む。

■資金計画書

平成25事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	合計	高速道路事業		高速道路事業以外
収入の部				
(営業的収入)				
高速道路事業営業収入	2,688	2,688		
関連事業営業収入	267			267
S A・P A事業収入	1			1
その他の事業収入	18			18
受託事業収入	248			248
営業外収入				
(資本的収入)				
社債・借入金	2,578	2,578	(2,528)	
機構からの無利子借入金	341	341	(341)	
社債	1,100	1,100	(1,100)	
民間借入金	1,137	1,137	(1,087)	
前期繰越金	515	471	(243)	44
合 計	6,047	5,737	(2,772)	311
支出の部				
(営業的支出)				
高速道路管理費	592	592		
道路維持費	271	271		
道路業務管理費	206	206		
一般管理費	115	115		
道路資産賃借料	2,032	2,032		
関連事業管理費	262			262
S A・P A事業管理費	0			0
その他の事業管理費	14			14
受託事業営業費	248			248
(資本的支出)				
高速道路新設・改築費	2,010	2,010	(2,005)	
新設・改築費	1,916	1,916	(1,911)	
一般管理費	59	59	(59)	
支払利息等	35	35	(35)	
高速道路修繕費	587	587	(523)	
修繕費	536	536	(474)	
一般管理費	47	47	(46)	
支払利息等	3	3	(3)	
関連事業建設費	3			3
S A・P A事業建設費	—			—
その他の事業建設費	3			3
社債等償還金	43	43		
次期繰越金	518	473	(243)	45
合 計	6,047	5,737	(2,772)	311

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画であり、平成24年度未執行分(見込)を加味したものである。

■収支予算書

平成25事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	5,367	5,367	
(1) 料金収入	2,560	2,560	
(2) その他収入	2,807	2,807	
・道路資産完成高	2,807	2,807	
2. 営業費用	5,364	5,364	
(1) 道路資産賃借料	1,937	1,937	
(2) 道路資産完成原価	2,807	2,807	
(3) 管理費用	620	620	
・維持修繕費	258	258	
・管理業務費	196	196	
・一般管理費	103	103	
・租税公課	6	6	
・減価償却費	56	56	
(4) 引当金等	—	—	
高速道路事業営業利益	2	2	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	400		400
(1) SA・PA事業収入	1		1
(2) その他の事業収入	17		17
(3) 受託事業収入	382		382
2. 営業費用	397		397
(1) SA・PA事業費	0		0
(2) その他の事業費	15		15
(3) 受託事業費	382		382
関連事業営業利益	3		3
全事業営業利益	5	2	3
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	2	2	0
経常利益	3	—	3
V. 特別利益	—	—	—
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	3	—	3
法人税、住民税及び事業税	1	—	1
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	2	—	2

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※本様式は、高速道路株式会社法第14条第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣により定められた「高速道路等事業会計規則」第6条の別表第二第2号様式に示される「損益計算書」と異なる。また、第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。